

函 福 監

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

函館市介護予防・日常生活支援総合事業

みなし指定事業者 様

函館市保健福祉部指導監査課長

介護予防・日常生活支援総合事業に関する指定更新手続について

(依頼)

平素から、介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日に介護予防訪問介護または介護予防通所介護を実施していた事業所は、平成 2 7 年 4 月 1 日に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）の第 1 号訪問事業（国基準訪問型サービス）または第 1 号通所事業（国基準通所型サービス）に係る「みなし指定」を受けているところですが、この「みなし指定」の指定有効期間が平成 3 0 年 3 月 3 1 日で満了となります。

つきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日以降も総合事業における第 1 号訪問事業（国基準訪問型サービス）または第 1 号通所事業（国基準通所型サービス）を継続して実施する場合は、みなし指定の指定更新申請が必要となりますので、指定更新申請書および添付書類を期日までに函館市保健福祉部指導監査課に提出してください。

## 1 提出書類

- (1) 指定事業者指定更新申請書（別記第 2 号様式）
- (2) 実施する総合事業に応じた次の書類
  - ア 第 1 号訪問事業（国基準訪問型サービス）
    - ・「別添 1」および「付表 1 - 1」
  - イ 第 1 号通所事業（国基準通所型サービス）

- ① 本体事業が通所介護の場合
  - ・「別添 6」および「付表 6-1」
- ② 本体事業が地域密着型通所介護の場合
  - ・「別添 6-2」および「付表 6-1」
- (3) 定款，寄付行為等およびその登記事項証明書（総合事業の記載があるもの）

※ 申請書提出時点で記載がない場合は，定款，寄付行為等に記載したうえ別途，平成 30 年 3 月 9 日（金）までに送付してください。

なお，総合事業の記載がある定款をすでに指導監査課に提出済みの事業所については，その提出の際の登記事項証明書のコピーでかまいません。

○定款の文言の変更例	
現行	変更例
介護保険法に基づく介護予防訪問介護	介護保険法に基づく 介護予防訪問介護および第 1 号訪問事業
介護保険法に基づく介護予防通所介護	介護保険法に基づく 介護予防通所介護および第 1 号通所事業

※上記のどちらも実施している法人等にあつては，「介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業」としても差し支えありません。

※医療法人・NPO 等，所管庁がある場合は，そちらへ事前に確認願います。

- (4) 誓約書および役員等名簿（参考様式 10-10）
- (5) 従業員の勤務体制および勤務形態一覧（平成 30 年 1 月のもの）

## 2 提出期限

平成 30 年 1 月 31 日（水）

※平成 30 年 2 月または 3 月に本体の訪問・（地域密着型）通所介護事業および介護予防訪問・通所介護事業の指定の更新がある場合は，当該指定の更新手続と，この総合事業に関する指定更新手続を同時に行っていただきます。この場合，総合事

業に関する指定更新手続の手数料は、他の事業者と同様、別途納付することになります。

つまり、「本体および予防の指定更新手数料」と「総合事業の指定更新手数料」が必要となります。なお、対象事業者にはその旨ご連絡します。

### 3 指定の有効期間の短縮の特例について

今回の更新手続は、制度改正に伴い必ず必要となりますが、現状のままであれば、本体の訪問・(地域密着型)通所介護事業と指定の有効期間が異なることとなり、それぞれ事業の更新時に手数料がかかることとなります。

そこで、今回の更新のみ、事業者からの申出がある場合に限り、指定更新に係る有効期間を短縮して、本体の訪問・(地域密着型)通所介護事業の指定有効期限にそろえることができる特例を設けました。(内容については別添「指定の有効期間の短縮の特例について」を参照してください。)

本体事業の有効期限に、今回更新する総合事業の指定の有効期限を合わせたい場合は、必ず、指定事業者指定更新申請書の太枠囲いの右側の欄に○を記載してください。(この場合、総合事業の更新に係る指定の有効期限は、本体事業の指定有効期限と同日になります。)

### 4 手数料の納付について

指定更新申請後、別途次の手数料の納付が必要です。

- ・第1号訪問事業(国基準訪問型サービス) 11,000円
- ・第1号通所事業(国基準通所型サービス) 13,000円

提出書類の審査が終了次第、順次納入通知書を電子メールで送信しますので、収納代理金融機関で納付のうえ領収書をFAX等で送信願います。

納入通知書の送付は平成30年2月中を予定しています。

## 5 その他

函館市の事業所において、他市区町村に居住する者が総合事業のサービスを利用しようとする場合、当該他市区町村の総合事業の指定が別途必要となります。この場合の指定手続の詳細は、お手数ですが、当該他市区町村にお問い合わせいただくようお願いします。

函館市保健福祉部指導監査課高齢者担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

訪問介護担当 鈴木

通所介護担当 幸（サウイ）

電話0138-21-3927

FAX 0138-21-3928